

教育厚生委員会会議録

日時 令和3年3月2日（火） 開会時間 午前 10時00分
閉会時間 午後 2時55分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 山田 七穂
副委員長 臼井 友基
委員 浅川 力三 杉山 肇 遠藤 浩 宮本 秀憲
鷹野 一雄 大久保 俊雄 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育長 斉木 邦彦 教育次長 小林 厚 理事 降旗 友宏
教育委員会次長（総務課長事務取扱） 小田切 三男 福利給与課長 小尾 一仁
学校施設課長 藤原 さつき 高校教育課長 荻野 智夫 義務教育課長 中込 司
高校改革・特別支援教育課長 百瀬 友輝 生涯学習課長 山岸 ゆり
保健体育課長 上田 直人 ICT教育推進監 遠藤 豊

福祉保健部長 小島 良一 福祉保健部参事（衛生薬務課長事務取扱） 大澤 浩
福祉保健総務課長 津田 裕美 健康長寿推進課長 細田 尚子
国保援護課長 眞田 健康 障害福祉課長 古澤 善彦 医務課長 齊藤 武彦
健康増進課長 高橋 直人 子育て支援局長 依田 誠二 子育て政策課長 土屋 嘉仁
子ども福祉課長 小俣 達也

議題

（付託案件）

- 第41号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第48号 令和2年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算
- 第52号 動産購入の件
- 第56号 指定管理者の指定の件
- 第58号 指定管理者の指定の件
- 承第1号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

- 審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した。
- 審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部・子育て支援局関係の順により行うこととし、午前10時00分から午前11時25分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午後1時00分から午後2時55分まで福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行った。
- 主な質疑等 教育委員会関係
- ※第58号 指定管理者の指定の件（図書館）
- 質疑 なし
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
- ※第41号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 質疑
- (教職員の退職手当について)
- 大久保委員 何点かお伺いします。教の5の1番下の退職手当という項目がございますが、補正減額でかなり大きい金額が盛られていまして、定年退職者の確定というのは、もう年度当初から決まっている部分が多いと思いますが、8%のこの減額補正の現状はどういった状況でしょうか。
- 小尾福利給与課長 退職手当についてお答えいたします。定年退職者数については確定した数がございますが、減少しましたのは昨年度の当初予算編成時に見込んでいました定年退職予定者が、定年退職前に退職する、いわゆる勧奨及び自己都合退職等で退職したことに伴う減でございます。それに伴いまして今年度組織再編成により教育委員会の業務が知事部局に移管されたことにより、人事異動等による影響がありました。
- 大久保委員 この確定した82億円余、これは何人の退職手当になるのでしょうか。

小尾福利給与課長 定年が286人、それから勸奨が68人、自己都合が26人、中途18人、期間採用374人、合計772人を現時点で見込んでおります。

（子どものネット・ゲーム依存シンポジウム開催事業費について）

大久保委員 次に、教の17ページの補正増額の上から2段目の環境浄化推進事業費、子どものネット・ゲーム依存シンポジウム開催事業費が盛られているわけですが、私も中学生の子供がいるんですが、思った以上にネット依存は、危機的な状況だと思います。せっかく期末テストの勉強をしても、この後ネットをしてしまうとマイナスになるような気がするんです。この開催事業の内容はどのような部分でやるのでしょうか、それはネット依存防止ということですが、開催事業だけでなく、対策が必要だと思います。詳細を説明いただきたいと思います。

山岸生涯学習課長 シンポジウムの内容について御説明をいたします。シンポジウムの対象は主に各学校の養護教諭、依存対策に悩む、または関心のある保護者、福祉や教育に携わる市町村職員などを想定しております。

オンライン配信での開催を予定しておりまして、内容としましては、まずネット・ゲーム依存の医療の専門家による講演を行いまして、その後、専門家の方をコーディネーターに教育現場、ゲーム依存等の支援団体、携帯電話関連事業者、そして行政からパネリストを出しましてパネルディスカッションを行う予定となっております。

そちらの内容につきましては、配信等を継続して行いまして、ぜひ各現場でお悩みの方、または保護者の皆様にこうした内容を題材にいたしまして対策などを考えていただきたいと思います。

大久保委員 概略はわかったのですが、子供のときにしっかり対策を打たないと大人になってもスマホ依存症になる。一番肝心な時期だと思います。ですから、その今、大きなシンポジウム行って、いろいろな各市町村とか保護者にしても、関係機関へ周知徹底というか意識させ、1人でも多く、1つでも多くの団体にその後のフォローアップをするなど、継続した取り組みが必要だと思います。もう一度御説明いただきたい。

山岸生涯学習課長 議員御指摘のとおりだと考えております。青少年の健全育成に関する団体と、今、連携も図っているところですが、それ以外でも携帯関係事業者等とも連携をいたしまして、引き続き令和3年度に向けて、このネット・ゲーム依存を取り上げて対策を図ってまいりたいと考えております。

（デジタル化対応産業教育装置整備事業費について）

杉山委員 教の8ページですが、中段にマル臨でデジタル化対応産業教育装置整備事業費とありますが、これは具体的にどういった装置を整備するのか、御説明いただけますか。

藤原学校施設課長 デジタル化対応産業教育装置整備事業費でございますけれども、これは農業、工業等の職業系専門高校にコンピューター制御による工作装置など最先端のデジタル化に対応した産業教育装置を整備する事業でございます。

杉山委員 ここに6校、実施校ということで挙げてあるんですけれども、これ以外にも工業高校、専門、職業高校というのはあると思うが、そういった高校にはもう既に、設備はもう整っているという理解でよろしいですか。

藤原学校施設課長 今回整備いたしますのは国の国補事業でございます、今回限りの特別な措置ということになっています。設置から20年以上が経過しているおおむね1,000万円以上の装置ということで、ほかの学校につきましては、常日ごろから専門高校情報教育機器更新事業費のほうで整備をしております。

ただ、今回は1,000万円以上とかなり高額な機器ということで、マル臨ということで事業設定いたしました。

杉山委員 基本的にこの6校がその限られた予算の中でということはあるんですが、この6校が選ばれた理由は何があるんですか。

藤原学校施設課長 今回のこの事業ですけれども、更新に多額の経費を要することもございまして、過去に整備した特別装置の老朽化が進んでいる、そういったものを選定しまして、1,000万円以上の装置ということで採択をしたところでございます。

(公立高等学校就学支援金・給付金について)

杉山委員 いずれにしても県立高校はいろいろありますので、次の機会があったら、全てのそういった高校が等しく機会を生徒に与えられるようにしていただければと思います。

それから教の14ページ、奨学金の就学支援金、奨学給付金です。ここにも書いてありますけれども、高校生が安心して教育を受けられるためにということで、大変重要な事業だと理解をしているんですけれども、過日、いろいろな問題があったということで、簡単で結構ですが経緯とその後の対処、どのようにされたのかということをお説明いただきたいと思います。

荻野高校教育課長 先ほど申し上げましたが、このたびは御迷惑をかけてしまい、大変申しわけありません。

この就学支援金等の対象者の認定に当たりましては、平成31年4月から就学支援金事務処理システムという、これは文部科学省が開発したシステムを使いまして行っているわけですが、そのシステムと本県の情報システムを利用して、一括で残額照会を行っていて受給資格を確認しています。

今般、先ほど申し上げました就学支援金事務処理システム、実際に認定をするシステムと県のシステムを取り持つ、情報の移行を支援するツール、これもコンピューター上のシステムですが、そのシステム間を連携するシステムがうまく作動せず、住民税の未

申告者と税情報のない方を、システム上は申告済みで住民税の所得割が空欄のようですが、ゼロという形で扱ってしまい、給付対象者として認定していることが判明いたしました。このため、これが12月末に判明したのですが2カ月かかまして申告状況を精査した結果、住民税の未申告者等に該当する方が公立高校で101名いらっしゃいました。この方々に申告等の手続を今、依頼しているところでございます。今後この申告に基づき受給資格の再認定を行ってまいります。

杉山委員 先ほども言いましたけれども、本当にこういう大切な事業ですので、公平公正にルールに基づいてやっていただければと思います。

それと、今コロナ禍で大変な状況ですけれども、いろいろな産業が激動しているこの1年だったんですけれども、例えばこの奨学金を申請するのが年に1回だと、その経済状況が激しく変わったときに、随時申請できるのでしょうか。

荻野高校教育課長 今年度は家計急変対応を行っております、急に仕事がなくなったとか、そういう家計急変に対しては別途また申請できるような状況になっております。

杉山委員 いずれにしても、いろいろな状況の中で一番被害を受けるのは子供たちでありますので、そういったことを今、説明だと随時そういった申請もできるということの説明をいただきましたけれども、より丁寧にきめ細かく子供たちの状況を把握しながら、ここに書いてありますけれども安心して教育が受けられる環境をぜひ整えていただきたいと思います。

（しなやかな心の育成推進事業費について）

望月（利）委員 全体的に見て、新型コロナウイルス感染症の対応により減額になり、思っていた事業ができてないという印象を受けております。そんな中で子供たちの未来、またこの山梨の未来を担う子供たちの教育という部分が、非常にこの新型コロナウイルス感染症により脅かされているということ、ここをケアしていかなければいけない対応も大変だと思っています。

そんな中でまず心のケアという部分、そのところを切り口に少し質問させていただければと思っております。教の3ページですが、ここで、しなやかな心の育成推進事業費が国からの10分の10ということで減額されている、本来であればまさに心のケアという部分を一番にやっていただかなければならない中、この国の対応について詳しくお聞かせいただければと思っております。

小田切次長・総務課長事務取扱 この事業につきましては、しなやかな心の育成ということを目的に主にフォーラムとか、講演会などをやっているような事業でございまして、経緯といたしましては令和2年6月に文部科学省から、これは国の委託事業でございまして、要は、ちょうど生徒の休校が終わったところということにはなるかと思いますが、児童生徒の学びを最大限保障することや教育活動に専念できる環境をつくるために、今回のこの事業につきましては委託事業を中止するというような通知がまいりました。

私どもも、基本的には、フォーラムとかそういったものは中止ということでお金がかからないような、お金がかからないでできるような事業につきましては、例えば道徳研究推進校の指定だとか、そういったお金のかからないものはそのまま継続しておりますけれども、フォーラムといったことにつきましては中止という形でさせていただいております。

（心の健康教育推進費について）

望月（利）委員 まさに人が集まるというようなことはできないという状況の中でどうやってその部分を違う方向でケアをしていくかということで、状況はわかりましたので、ぜひともそのところを心のケアということでやっていただければと思っております。

関連した形で、教の11ページの義務教育課のほうも心の健康教育推進費の中でスクールカウンセラーの確保という部分ができなかつたと、臨床心理士に準ずるような方々を当初の予定では採用しながら心のケアをしていくという予定だったのですが、この状況という部分をお聞かせいただければと思います。

中込義務教育課長 議員御指摘のとおり、子供たちの心のケアということ十分にしていける必要があるということで対応を進めてまいりました。今回の補正につきましては、心の健康教育推進事業ということで、スクールカウンセラーを84名配置しているわけですが、そのうちの14名が準ずる者ということで、報酬額が下がったことによる減額ということになります。その14名、準ずる者の分が減額ということになっております。

ただし、小中学校の全校に本年度は配置をして、きめ細かい対応をしているという状況でございます。

（コロナ禍における高校生の心のケアと経済支援について）

望月（利）委員 まさにこの状況下の中、全校に配置できたということ、これは本当に特筆すべきだと思っております。準ずる者ということで減額ということは承知いたしました、その減額したということで、その水準といいますか、そこが下がってはいけません。全体でケアしていただきながら、スクールカウンセラーはせつかくのいい取り組みですから、進めていってほしいと思っております。

先ほど杉山委員からも話があったとおり、高校教育課のほうですが、このコロナ禍の中で予算措置といいますか経済的に余裕のない世帯の高校生が安心して教育を受けられるようなケア、ここの所管の質問ではないんですが、今後この部分を拡充していくとか、経済的な部分をどうやってケアしていくかということも念頭に置かなければいけないとは思いますが、教育長、大卒でいいので、これからのコロナ禍における高校生の心のケアと経済支援という部分で思いをお聞かせいただければと思います。

斉木教育長 経済的な面でということ、私どもも常々工夫しているんですけども、なかなか予算的なものも絡んでおまして、今の御質問に対しては心のケアというところで、私の思うところを簡単に話させていただきたいと思っております。この厳しい経済状況、感染状況の中で、小中高の生徒、特別支援の生徒、それぞれ大変な状況に置かれた1年間だった

んですけれども、社会で大人たちが感染防止のために一生懸命になっている、学校では先生たちが本当に一生懸命になっている姿を見た1年間だったとも思います。

そういった点では一人一人に直接働きかけは、弱くなったかもしれませんが、全体的なムードとしては子供たちを励ますような雰囲気があったのではないかと、楽観的過ぎるかもしれませんが、そのように思っております。

来年度にどのように今年度得たところをつないでいくかということは考えていきたいと思っております。

（県立図書館の指定管理者の指定について）

遠藤委員

細かいところで、確認の意味で質問させてもらいたいと思います。

教の20ページの債務負担行為の県立図書館のところで、聞きそびれてしまったんですけれども、今回の締結が3億7,700万円ということで3期目になると思うんですが、1期目が3億6,000万円余、2期目が平成29年から令和3年までの4年間で3億2,500万円余、今回3億7,700万円ということですが、今回の提案で、どの点が、どんなところが変わったのか、お伺いいたします。

山岸生涯学習課長 2期目と、これまでの提案と今回の提案のどんなところが変わったのかという御質問であるかと思えます。そちらにつきましては、きらっとやまなし共同事業体が現在指定管理を務めている中で得た課題ですとかそういったことをもとに、例えば今、貸し室の予約は普通に電話などアナログな対応なんですけれども、そこをオンラインの対応にするとか、利便性を提供いたしまして利用者の増を図っていくというような提案がございました。

ただ、今回こちらに教20ページに挙げさせていただいております3億7,775万6,000円ですが、もともとの提案価格よりもこちらは上がっております。といいますのは、先ほどの青少年センターですとか科学館などと同様に、この最初の指定管理候補者が応募したときの提案価格というのはコロナを反映しておりません。一度それで提案をいただいて選定はしているんですけれども、その後の協定の中で今後の超感染症社会に対応したというところを踏まえまして、収入、支出の増減を改めて算定いたしまして、この3億7,775万6,000円としたところでございます。

遠藤委員

今回コロナ対応も加味しているということでプラスアルファになったということですが、新しい契約なので、その点は特記しておく必要があるのではないかと、また次の契約のときにもそのことが議論になると思うので、この辺は説明不足ではないかと思えますがいかがでしょうか。

山岸生涯学習課長 基本協定の締結に当たりましては、こちらの指定管理のほうを所管しております行政経営管理課の指示のもと、そちらのコロナの超感染症社会を踏まえたといったところで織り込んでいるところでございますので、引き続き行政経営管理課にも相談しながらその点については検討してまいりたいと思えます。

遠藤委員 わかりました、よろしくお願したいと思います。

1点、気になったのですが、先ほど説明の採点結果の中で、7番の利用料金の納付率というものが配点5点の中で1点ということですが、説明をお願いしたいと思います。

山岸生涯学習課長 納付率につきましては、利用料金は指定管理者の収入となるんですが、年度ごと収入見込額を上回った場合に、その一部を相当する額を県に納付することとしておりまして、応募者はその納付率を提案することになっております。今回、きらっとやまなし共同事業体からは20%の提案があったわけなんですけど、価格評価点は価格配点に応募者の提案割合を掛けたものとなりますので、計算いたしましてこのようになったところがございます。

遠藤委員 意味がわからないんですが、もう少し砕いて説明していただけますか。

山岸生涯学習課長 納付率のところの配点が5点となっております。この5点掛ける応募者の提案が20%でしたので、5点に20%を掛けまして1点という採点になっています。

(職員福利厚生施設管理費について)

浅川委員 では1点だけ。教の5の職員福利厚生施設管理費というところで、今、社会的な問題になっているアスベストの除去が終わった後の話をしたんですけど、アスベストは今、社会的に訴訟問題も起きたりしているわけでありまして、ほかにまだ幾つか施設がありますよね。ほかの施設のアスベストは大丈夫ですか。

藤原学校施設課長 アスベストにつきましては、うち、学校施設課では校舎等を所管しているわけですが、今回、直近でいいますと市川高校を解体いたしました。その際にアスベストがございまして、かなりアスベストというのは法令が厳しく規制されておりますものですから、その規定にのっとりまして適正に処理をしたところがございます。

浅川委員 宿舎の話を聞いたかったんですけど。

小尾福利給与課長 教職員住宅に関しましては、残り2カ所ございます。上野原地区と吉田地区に教職員住宅がございます。この2カ所に関してはアスベストの使用はございません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第52号 動産購入の件（授業用パソコン）

質疑

（授業用パソコンの購入について）

宮本委員 先の11月議会で、スケジュールとしてその端末の納入については今年の夏という答弁があったと記憶してしまっていて、今、在宅、テレワークの需要で相当その在庫が品薄だということが日経新聞の記事等もありまして、先日の山日新聞にも県内の市町村の端末が入ってくるのがおくられているという話があったんですが、予定どおり夏までにはこの5,325台入るという認識でよろしいのか、まず伺いたいと思います。

荻野高校教育課長 今回の購入による高等学校の生徒用端末でございますが、今、委員御指摘のとおり来年度夏休み明けから全ての県立高等学校において授業で活用できるよう端末の調達や、セッティング作業などの準備を進めることとしてございます。

宮本委員 予定どおりということですので素晴らしいと思います。これは、学習用端末、授業用パソコンということなんですけれども、スペックについて、OSも含めてどのような端末なのか、改めてお伺いいたします。

遠藤ICT教育推進監 今回高校に導入する端末でございますが、学習用の端末は端末の前後にカメラを内蔵しておりましてキーボードを折りたたむことによってノート型のパソコンとしても使えるしタブレット型としても使えるというようなコンバーチブル型のWindowsのパソコンになっております。主な仕様としましてはCPUはCeleron、メモリーは8ギガ、ストレージは64ギガとなっております。

宮本委員 台数が5,325台ということで、1学年分だと承知しておりますけれども、どのように運用していく予定なんですか、1学年に、ばんと渡してやるのか、あるいは必要な教室で使うのかとか、イメージをもし今の時点で想定していれば教えていただければと思います。

遠藤ICT教育推進監 3人に1台分の端末ということになりますので、全員に配って全校で1人1台環境にすることはできませんけれども、当然その教科等によりまして授業の進捗とかその授業の使い方に応じて、例えば1クラスに全員に配ってそのクラスで活用するとか、数人に1台、3人、4人に1台配りまして、グループで勉強、学習に使うというようなことが考えられると思います。

宮本委員 数人に1台ということですけど、自宅に持って帰らないことが前提ということでもよろしいんですか。学校だけで貸し出して使わせるという認識でよろしいですか。

遠藤ICT教育推進監 今回購入する端末につきましては、最初は学校の中だけで使うことを考えております。将来的には持ち帰りということも当然考えていきたいと考えております。

宮本委員 将来的に持ち帰るということとはよくわかったんですが、たしか11月議会の質疑の中

で、将来的にはBYODだと考えているという答弁があったと記憶していますが、どれくらいの時期からBYODを考えているのか、この約5,300台は今後買い増していくのかどうなのかも含めて、どういうイメージで何年度くらいからBYOD、実際生徒に買ってもらって学校に持ってきてもらうことを考えているのか、今の時点のスケジュールを教えてくださいと思います。

遠藤 ICT教育推進監 BYODの導入につきましては9月議会でも知事から答弁をさせていただいたところでございますが、令和4年度の新入生から順次BYODを進めていきたいと考えております。令和4年度、5年度、6年度と3年かけてBYODが完成するというイメージでございます。

宮本委員 わかりました。御承知のようにGIGAスクールのほうも1人1台ということになっている中で、高校が3人に1人と非常によろしくない状況かなと思うので、ぜひやっていただきたいのと、最後にあわせてGIGAとのいわゆる義務教育とのシームレスな対応という意味なんですけど、県内の今回GIGAスクールで1人1台端末が入るということで、ほぼ7割がChrome OSでChromeブックだという中で、別にWindowsが悪いわけでは、もちろんなくて、誰でも使っている当たり前の端末なんですけど、今、いわゆる中学3年までChrome使ってChrome OSになれてクラウドで授業していて、急に高校1年になったら今度Windowsになるという状況のシームレスな対応というか、どのようにうまくつないでいくのか、伺いたいと思います。

遠藤 ICT教育推進監 確かに委員おっしゃるとおり県内市町村で7割以上の学校においてChrome OSという状況でございます。ただ高校につきましては、やはり多くの企業や大学とか官公庁においてWindowsが採用されているということがございまして高校卒業後に大学とか就職先で、この高校での端末の活用した経験が活用できるのではないかと生徒の有用性があると考えていたところでございます。

また授業で使用している教材はこれまで教員がWindowsの1人1台パソコンを使って作成したものが多くございます。それらの既存の資料を余り手間がかからずに使えるということで活用できると考えております。これらを総合的に勘案しまして、WindowsのOSを採用したものとなっております。

宮本委員 よくわかりましたが、御承知のように例えばアメリカの大学はほとんどMacですし、そもそもPCですらないと、日本の大学も理科系はMacであると、おっしゃるとおりほとんどの日本企業はWindowsをメインでしているとは思うんですけども、当然子供たちは中学3年からあるいは高校3年からその5年後とか6年後に企業に就職する、もしくはもうすぐ就職する人もいるかもしれませんが、先を見据えて恐らくこういうことをここで言うべきかどうかかわからないですが、Windowsが1人1台で割り振っていくというビジネスモデルがもしかすると時代おくれのものに既になっているかもしれませんし、今後そうなるかもしれませんので、ぜひ未来、将来に向けて子

供たちに何が必要かとしっかり考えていただいて、そういったことも含めて今後取り組んでいただければということをお願いして、答弁も含めてお願いします。

降旗理事

委員御指摘のとおり、先を見据えて子供たちの資質向上を図ってまいらないといけないと思っております。その中でICTというものが必須だという中で学校教育機関での学びということと、それを活用してどう今後のICTがより進化していく時代に、子供の能力を育成してくのかということも重要だと思っております。今回3人に1台の端末というのがWindowsということでしたが、これを活用しながら未来の子供たち、我が県を支えていく子供たちの資質能力をしっかりと育成できるようICTの面も先生の指導力の部分を含めまして取り組んでまいりたいと考えております。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 福祉保健部・子育て支援局関係

※承第1号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出各款

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第56号 指定管理者の指定の件（あゆみの家）

質疑

（山梨県立あゆみの家について）

望月（利）委員 11月の本委員会でも質問させていただきました、あゆみの家の指定管理について幾つか質問させていただければと思っています。あゆみの家は民間譲渡を進める予定でした。先ほど説明があったとおりです。応募希望がないから確か公募型ヒアリング調査、サウンディングを行って、その結果、今後については民間譲渡に係る公募を実施する予定ということでしたが、民間譲渡を断念し、従来の指定管理施設として管理運営を行うという今の説明の経過をもう少し具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 経過につきましては、もともと民間譲渡の方針として公募を2回実施いたしました。7月と9月に実施をしております。その後サウンディングという形で価格面は不動産鑑定額を最低の提案価格として示しておりますので、その価格面は動かさずに条件が折り合うような形ができるだろうかということで、サウンディングというような形で聞き取りをするということをしていただきました。

実際聞き取った内容の中で、どうしても価格面の話が大きくてそこがなかなか厳しいという話が一番多かったということです。ほかに条件とすれば、例えば、利息等を支払っていただいて分割納付をするということも考えられたのですが、そういった面を考えても、手を挙げるだろうという法人はないだろうということでした。

先ほど、お話しをさせていただきましたけれども、医療法人ですとか社会福祉法人、当施設を運営できるだろうと思われる法人については全て声をかけさせていただいて打診をしたという経緯がございます。その中で、この手をつなぐ親の会だけが、人材の確保等に県が支援をしてくれるのであればやろうというような意向を示されたということもございます。

望月（利）委員 行政経営管理課のホームページを1月4日に確認をしたのですが、指定管理を選定する施設一覧がそこで更新されていまして、あゆみの家が公募によらず選定する施設として追加されているということでした。

今年度指定管理を非公募としたものが、ほかに8施設あると私は調査したんですが、指定管理を公募しない理由という部分がほかは明記されている、これには明記されていない、なぜ明記されなかったのかお聞かせください。

古澤障害福祉課長 指定管理の基本方針には特に非公募の理由を明記するという事は規定上ないんですが、本来明記すべきだろうと考えておりますので大変失礼をしたと考えております。

望月（利）委員 非公募で行うというのは一般的に更新するケースがほとんどだと思いますが、今回は現指定管理者である社会福祉法人蒼溪会が募集相手先ではなくて、社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会となっているということですが、先ほど若干説明をいただいたのですが、具体的になぜそうなったのかということをもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 なぜ手をつなぐ親の会を指定管理者として指定をしたのかということですが、当施設を運営できると考えられる、医療法人、社会福祉法人全てに打診をいたしました但し引き受ける意向がなかったと。唯一この法人だけが県の支援、人材確保等について支援をしていただけるのであれば引き受けるというような意向を示していただいたところがあります。

実際には、非公募の話にもなりますけれども、この法人以外に公募を行っても手を挙げるところがないだろうということと、手をつなぐ親の会が意向を示していただいたのが12月末ということで公募を行ういとまもなかったということで非公募になったということでございます。

望月（利）委員 時間的なものもなく、ほかに手を挙げてくれるところがなかったという御説明ですが、私が調べたところ、同様の施設、まだ県内に15施設ほどあるという認識です。そのノウハウがある法人もほかにあるという認識なんですが、今回の指定管理について、そこでほかに手を挙げてくれたところがなかったということが、釈然としないんですが、時間的猶予がなかったということもあるんですが、そのほかに何か理由があるのではないかと思います、もしあったらお聞かせください。

古澤障害福祉課長 当施設と同じように自立訓練という、障害福祉サービスの自立訓練を指定している事業所はほかにもございます。ただ、精神科病院に入院されている患者さんを地域移行させるような中間的な施設として同じような形態で運営しているところは、この蒼溪会という法人しか実際はなかったということでございます。

ですので、実際にそういうノウハウがないという社会福祉法人等については、手が出なかったということだと考えています。

望月（利）委員 あゆみの家指定管理者の選定手続要項というものがありますよね。本来であれば一般的に4年程度という認識でありますが、今回1年間という短い期間でした。なぜその1年にしたのかという理由をお聞かせください。

古澤障害福祉課長 今、説明をいたしましたとおり、公募に係る一定の期間が確保できなかったこと等、あと、民間譲渡ということを考えてここまで進めてまいったということでございまして、この民間譲渡をどうするのかということとか指定管理を継続するというようなことについて検討をさせていただく時間を1年ほどいただいて、令和4年度以降の運営の仕方について改めてまた議案で上程させていただいて進めさせていただこうかと考えた次第でございます。

望月（利）委員 今、おっしゃるとおり、1年と言いながら多分7月、8月くらいにはある程度の骨格をつくっていかねばいけないと思います。今年度末には指定管理終了、運用方針というものも明確にしなければいけない。令和4年度以降のあゆみの家の運営をどのように考えていますか。

古澤障害福祉課長 当施設の民間譲渡の場合には、鑑定価格以上で購入をしていただくということで、購入資金の調達などに要する準備期間が必要というようなこともあろうかと考えています。

そういうことも基本的には検討していかなければならないだろうということです。いずれにしましても、当施設の利用者が困ることがないように適切な施設の管理運営が維持できるように考えて取り組んでまいりたいと考えております。

望月（利）委員 次に委託料について、お聞かせいただきたいのですが、今回のあゆみの家の指定管理者の選定手続要項を見させていただいたところ、県から委託料1年間で総額2,300万円ほどということで支払うことになっていますが、一方で障害福祉課が所管する今年度非公募のあけぼの医療福祉センターの成人寮に対して委託料は発生していないということで承知しておりますが、この委託料の用途について、なぜそうなったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 先ほど御説明させていただきましたけれども、利用者については現指定管理者がみずからの施設で支援を継続するという方針、当施設には利用者が1人も残らないという状況から再出発する形になります。

いずれ、県立北病院等の精神科病院から利用者を順次受け入れていき、11月くらいまでは定員は満たさないというようなことがありまして、そういう状況の中で入ってくる介護給付費は決まっています、少ないという状況ですが、一方で当施設の基準、障害福祉サービスの基準では最低6人の人を抱えて支援をしなければならないという基準がございまして、どうしても人件費のほうは6人分かかってしまう。そうすると収支に赤字が出ていくだろうと、その差額について補填をするための予算計上を当初予算に計上するというところで対応しているところでございます。

望月（利）委員 あと、委託料についてもう1点、昨年度指定管理を開始した育精福祉センター児童寮というものがあると思いますが、この公募で指定管理者を選定している中で指定管理者

は山梨県手をつなぐ親の会だと思っています。ここに委託料は発生していますか。

古澤障害福祉課長 今、お話しをされた施設についても指定管理料は一定額支出をさせていただいております。

望月（利）委員 職員体制について聞かせていただきたいんですが、当初のあゆみの家の委譲にかかる公募実施要項の中を確認しましたが、現在職員数が12名と認識しています。山梨県手をつなぐ親の会では何名の職員体制の提案があったんですか。

古澤障害福祉課長 先ほど、お話しをさせていただいてとおり、一からのスタートということで、10名までの定員については人員体制6名で対応すると。この最大の20名の定員になった場合は8名ということですので、6名から体制を組んで、実際には今7名確保されていると聞いております。11月までにはさらに1、2名を確保いたしまして運営をさせていくと考えております。

望月（利）委員 人員確保という部分で非常に心配にはなっているのですが、その中で、現在あゆみの家の利用者ですが、日中、夜間20名ほどということで、4月から利用者が移動してしまうということで、その部分が心配になっているんですが、運営の職員確保、今の6名ということで確保、運営が可能なのかということと、この法人がほかにも施設を抱えているということで、その法人から職員を連れてきて補填するとか、融通をきかせるとかそういったことがあってはならないと思いますが、そのところはどのように管理をしていく予定でございますか。

古澤障害福祉課長 先ほどお話しをさせていただいた6名、7名の確保というのは、今ある法人の中から捻出するというのではなくて、新たに別から人を雇うという形で確保ができるという見込みでございまして、県立施設の運営ということですので、法人に対して支援をさせていただいて、精神保健福祉士3名を含めた、ある程度経験のある方を集めさせていただいて4月からの運営も何とか軌道に乗ると考えております。

望月（利）委員 本当に今までの受けていただいた方々が受けなくなったと、本当に急を要した形で対応に苦慮されたと思います。何よりも利用者のその滞りない利用といいますか、プレイヤーズファーストといいますか、利用者の不便があってはならない、また職員体制も整えていっていただきたいと思います。

最後に今後のあゆみの家の運営について思いを聞かせていただいて、私の質問を終わります。

古澤障害福祉課長 不測の事態からこのような形で指定管理を1年継続させるような話になりました。当施設自体は県立北病院を含め精神科病院に確認をしたところ、地域移行の中間施設としてニーズがあるということを確認しておりますので、その施設はしっかり運営させていかなければいけないだろうということで、改めまして民間譲渡のことも含めてしっか

り整理をさせていきたいと考えておりますし、委員がおっしゃるとおり、まずは利用者に不便があってははいけませんので、そこをしっかりと適切に支援ができるようにということで進めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第41号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（自殺対策総合事業費について）

杉山委員 福の15ページ、自殺対策総合事業費というところで、大変な社会状況の中で自殺者が恐らく全国的にふえているということもありますし、山梨県もワーストというようなニュースもあり、恐らくあまりよろしくない状態なんだろうと思います。そういう中でこういう事業をすることは大変有意義だと思うんですけども、今の山梨県の自殺者の状況というのはどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

古澤障害福祉課長 山梨県の状況ですけれども、厚生労働省から公表されております住居地ベースの自殺者数については昨年4月以降、前年同月を上回るような形で推移をしております、昨年の7月から12月までの自殺者数の合計が80名、前年の同期が56人ですので約1.4倍、全国の増加率1.2倍ですので、これを上回っているというような状況にあります。

特に女性の自殺者数の増加が顕著でありまして、同じく7月から12月までの女性の自殺者数は26人、前年の同じ時期の数字が13人ですので、その2倍ですから、全国の1.4倍を大きく上回っているというような状況でございます。

杉山委員 女性の方がふえているということは大変衝撃的です。そういう意味でこの1番にあります女性向けのハンカチ型リーフレットの作成ということが入っているんだと思いますけれども、ハンカチ型のようなことは、具体的にどういった事業なのか教えていただけますか。

古澤障害福祉課長 相談窓口を紹介するリーフレットですけれども、女性をターゲットに考えるということで、どうしても女性の手にとりやすいものということでハンカチがいいのではないかと考えました。

ハンカチ型のリーフレットを作成させていただきまして、県の美容業生活衛生協同組合のご協力をいただくという中で、県内約600の美容院等で配布をしようと考えてお

ります。美容院を通じたリーフレットの配布というのは他県にも例がございまして、やはり女性に手をとってもらうためには有効ではないかということで、周知効果が高いと考えています。

杉山委員　　そういったことによって少しでも守れる命が多くなるように思っておりますけれども、あと2番の広告事業費になるのですが、これは具体的にどういった媒体等々を使って広告をしていくのかということをお教えいただけますか。

古澤障害福祉課長　インターネットでGoogleやYahoo!などの検索エンジンを使って県内の在住者が新型コロナウイルスの感染症に関連して心の悩みなどを検索した場合に相談の窓口を案内する、そういう広告を出すということを考えております。

昨年4月から青木ヶ原樹海のハイリスク地対策として取り組んでいる樹海とその自殺の関連キーワードを組み合わせた場合に、検索かけた場合に広告を出すということをやっているのですが、今回は県内の在住者にターゲットを絞って、自殺に関連するキーワードを入れた場合に広告を表示させるというような取り組みでございます。

(国民健康保険安定化対策事業費について)

杉山委員　　いずれにしても、さまざまな媒体を使って、いろいろな人に知っていただき、少しでも命を守っていただきたいと思えます。

次に福の9ページで国民健康保険負担金等々があるんですけども、軒並み減額補正になっているんですけど、要するに、例えば病院にかかる人たちの受診控えとかそういうように見ればいいですか、教えてください。

眞田国保援護課長　福9ページの国民健康保険指導費の減額の要因でございまして、大きくいえば委員の御指摘のとおり、保険給付費がコロナの感染症の関係で受診控え等が生じた関係で医療給付費が若干落ちているような見込みになっております。

あと、2番目の国民健康保険保険者支援事業費負担金につきましては、助成対象となります対象者の数が減ったと、減免対象になる方が減ったというような実績もございまして。

おおむねでいえば、コロナ感染症の関係で受診控えということで医療給付費全体が下がっているということが要因といえます。

(特定不妊治療助成事業費補助金について)

杉山委員　　いずれにしても、その受診控えということが原因とすれば、例えば病院の経営だとか、あるいは受診控えすることによる見えないところの健康被害等々、いろいろなところに影響があるんだろうと思えます。

最後にもう1点よろしいですか、子の7ページなんですけれども、特定不妊治療助成事業費補助金です。今本当に国がそういった方針を出して今まで悩まれた夫婦、また、苦勞されていた夫婦に希望が見えてきたと思うのですが、具体的にこの1回30万円とか書いてあるんですけど、具体的に一般的にどのくらいかかるというのはケース・バイ・

ケースなんでしょうけれども、この30万円というのはどのくらいの助成になるのか教えていただけますか。

土屋子育て政策課長 不妊治療のうち特定不妊治療とされる体外受精や顕微授精といったより専門的な治療について助成を行っているところですが、治療にかかる請求額につきましても高い低いがさまざまありまして、一律こうだという金額は示されておりません。一般的には30万円から50万円といった調査結果もあるところです。

今回の改正につきましては、今まで初回30万円、その後15万円ずつ5回までといった助成が30万円ずつ6回までとされたことや、生涯で6回だったのが、1子ごと6回に拡大をされたところです。

杉山委員 今のお話聞くとかなり、治療を受けようという、そういったインセンティブになると思うので、こういうことが継続的にさらに広がっていき、悩まれている夫婦等々に、本当に力になればと思います。

あと最後に、この（3）に補助先甲府市と書いてあるんですが、甲府市が特別なことをされているんですか。

土屋子育て政策課長 これまで国は、この不妊治療、特定不妊治療の助成事業につきましては、補助金として事業を行っていたんですけれども、今回拡充分については安心子ども基金で事業を行うということと制度改正されているものです。

安心子ども基金については都道府県にしか積み立てができないということもありまして、甲府市の分については、県の安心子ども基金に積み立ててから、甲府市に補助金として支出するということから、別枠で今回計上させていただいているところです。

杉山委員 基本的に甲府市は独自にやられて、ほかの市町村は県が主体でやられているという意味でよろしいんですか。

土屋子育て政策課長 甲府市は中核市であって特定不妊治療の助成事業の実施主体ということから、別枠で計上させていただいたところです。

（ひきこもり対策推進事業費について）

大久保委員 福の16で、センター費の増額ということで、中長期的に長い間ひきこまれる方、またコロナでいろいろな要因で引きこまれる方、非常に私の身の回りでもそういった方がふえている中で、当然、いろいろ事業を推進していく上には各市町村の現況ですか、人数がどういふ状況で、ひきこもりの期間とか、それを分析しないとアドバイザーの派遣や研修会などのせつかくの予算も無駄になってしまう中で、県として現状はどのように把握されているんでしょうか。

古澤障害福祉課長 ことし1月に昨年9月にやった調査結果を出させていただきましたけれども、615人という数字がひきこもり者ということであって、しかも高年齢層、40代以上が多

いというような状況でした。そこへの支援というのは手厚くしなければいけないだろうと考えております。今回そのコロナウイルスの影響等もあって、一段支援を高めようということで、今回予算の計上をさせていただいているところです。

大久保委員 マル臨のアドバイザーの派遣というものがあるんですけども、こういったアドバイザーといった資格の方が、例えばどういった市町村を選んで派遣に基づいて指導また助言をされるのかお伺いしたい。

古澤障害福祉課長 今、適任者を、検討させていただいているということですけども、例えば全国の家族会の方の実務的にそういった御経験のある方を選んだり、例えば研究者でも大学の教授などでも実務に携わっているような方がいらっしゃると思いますので、今、適任者を探しているという段階でございます。

大久保委員 研修会の開催についての内容も、具体的に決まっていれば、教えてください。

古澤障害福祉課長 市町村レベルのプラットフォームをつくっていくということが重要だと考えておりまして、そのために研修会もやるわけなんですけれども、この研修会も今、お話しをさせていただいた派遣をするアドバイザーの方を活用するということがありますし、別に適任者を探しているという状況です。どうしてもひきこもり支援の成果を上げている方が、全国的にも余りぱっと出てくるような話ではなくて、難しいということだと思っておりますけれども、今、人選をさせていただいているということで、固まり次第またご案内できると思っています。

大久保委員 確かに即効性のある効果はないとはいえ、例えば40代がひきこもる、例えば就労に対する関心もあるか否かとか、また高齢者の方が40代の面倒を見るという部分で、部局横断的にニーズを把握して、総合的な政策もある部分も必要と思うんです。ですから、コロナはわかるんですけど、コロナ以前の根本的な問題として、ひきこもりというのは根が深い部分があると思うので、確かにいろいろな角度から対策を練っていただくのがいいことだと思うんですが、部局横断的な対応という部分ではいかがでしょうか。

古澤障害福祉課長 おっしゃるとおりだと考えています。生活困窮といった切り口もございまして、就労という意味で、例えば労働局と連携をするということもあろうかと思っております。

いきなり就労というよりは、社会参加ができる場というのを繕うというような動き、実際には居場所づくりみたいなことを始める市町村もございまして、そういったところを支援したり、情報共有するような形をして、それを関係部局とも連携をしながら対策を打ってくという考え方だろうと考えております。

（母子保健推進事業費について）

大久保委員 もう1点、子の7の母子保健推進事業費の中の2番、5番、産前産後ケアセンター、これは笛吹市石和にございまして、妊婦にとって大切な施設だと思いますし、徐々に認

知度が上がっているとはいえ、なかなか利用者も少ない。また、年当初ですか、経営が非常に厳しい中で、また増額で支援をしていると思うんですが、実績減これはどのように分析されていますでしょうか。

土屋子育て政策課長 産前産後ケアセンターの利用については、原則3泊4日で利用者負担は1泊6,100円としているところです。今年度は、年間1,410泊くらいの見込みでしたけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる緊急事態宣言が出され、センター自体が受け入れを停止していたという時期もありまして、当初予定した利用が見込めないだろうということから、その泊数に応じて県の負担分について減額をしているところです。ただ、こうした外的な要因で運営ができないということがないように、今年度につきましては補正予算を計上させていただきまして、前年度同額まで支援するといった臨時的な対策を、臨時交付金を活用して行っているところです。

大久保委員 時々お話しをお伺いするんですけども、この利用料が6,100円、連泊だと掛ける幾つかになるということで、そういった部分の負担軽減がなされないのかということも耳にしますけれども、いかがでしょうか。今年度事業として検討はされたのでしょうか。

土屋子育て政策課長 産前産後ケアセンターについて、開設当初からなかなか利用が伸びないという中で、委託をしている法人の負担が大きいという課題があり、委託費の算定方式の見直しに取り組んでまいりました。

市町村と協議をする中で、これまでは利用料に対する助成という形で委託費を算定してきましたけれども、これからは運営費に対して委託費を出すこととし、安定的な運営ができるように取り組んでいるところです。

また、委託費の算定方式を見直すだけではなくて、どうしたら利用がふえるかといったようなことも検討をしているところです。昨年母子保健法も改正され市町村の事業とされたことを踏まえ、これまでは同居家族がいると必要ないじゃないかとか、産後鬱で重症になった方だけが利用する施設なのではないか、私は対象ではないんじゃないかといったような声があるので、市町村の妊婦検診等でのPRとか、そういうことも含めて利用率が上がるように検討しているところです。

大久保委員 母子保健法も改正されたり、各市町村ですか、遠い近いということは別にしまして、近い方が利用率は高いと思うんですが、県下あまねくそういったPR方法をもう少しいろいろな部署、そして医師会とかそういった部分、市町村だけでなく関係団体などにPRすべきだとは思いますが、今後の方向性に向けて考えをお願いしたい。

土屋子育て政策課長 子育て支援局では、11月に「やまなし子ども・子育て応援県民会議」を立ち上げ、民間企業など45団体の参画を得て、社会全体で子育てする機運の醸成を図っております。

また、2月には不妊治療と仕事の両立支援ということで、県内の経営者団体等と協定を結び、不妊治療しやすい環境を整えております。

こうした参画していただいている企業に産前産後ケアセンターを見学してもらったり、その会社の中の福利厚生として産前産後ケアセンターの利用負担額に助成をしていただけるよう、さまざまな取り組みを通じて利用拡大を図ってまいります。

（病院群輪番制病院施設・設備整備事業費について）

鷹野委員 福の19ページです。病院群、輪番制病院施設ということで減額補正でありますけど、具体的にどんな、輪番制の中で具体的にどういう設備を置くということの補正ということでございますか。

齊藤医務課長 病院群輪番制でもって主に二次救急を担当していただいている各地域の病院が対象となっております。本年度につきましては国立甲府病院、あとは甲府城南病院、あとは石和共立病院、笛吹中央病院、以上4つの病院に対して助成をしたところであります。

鷹野委員 具体的に設備というとどんな内容ですか。

齊藤医務課長 これにつきましてはかなり柔軟に対応しております。例えばCT撮影機でありますとか、あとは患者さんを運ぶストレッチャーでありますとか、あとはエックス線撮影機等々、いわゆる救急に必要な備品であればある程度幅広に対応しているところであります。

（医師の確保について）

鷹野委員 福19ページの医師確保についてでありますけど、先ほど説明で地域外が下回ったという話をいただきましたが、全体の概要も含めて地域枠の中と地域外の数的人数的なもの、この金額の整合性も含めて、教えていただければと思います。

齊藤医務課長 医師就学支援金の令和2年度の対応状況でありますけれども、一種が150人、二種が115人、第三種は院生ですが3人ということで合計268人おります。そのうち、地域枠につきましては第二種の39人となっております。

鷹野委員 先ほどの地域枠外は、具体的に何人減ったんですか。

齊藤医務課長 私どもは例年地域枠以外の一般枠の医学生に向けても門戸を開いておりますが、予算上一般枠につきましては一種で10人、二種で5人、三種で5人という枠を設けております。しかしながら今年度につきましては、一種で4人の応募があったのみでございました。

鷹野委員 具体的に地域枠以外、地域枠の対象学校というと、東京医大とか、あと私学もあったと思うんですけども。

齊藤医務課長 お見込みのとおり山梨大学で今、35名、東京医科大学で2人、あと北里大学で2名

ということで合計39の枠で対応しているところであります。

（ひとり親世帯の臨時特別給付金について）

鷹野委員 あと最後に、子の14ページ、ひとり親世帯の臨時特別給付金ということで1,065万6,000円ということでありまして、具体的にひとり親世帯の実績とすると、ひとり親ということがございますので、母子、父子も含めてという理解でよろしいのでしょうか、それも含めて数字をいただければと思います。

小俣子ども福祉課長 ひとり親世帯臨時特別給付金の実績ということですが、県は町村分の支給を担当し、市については市から直接支給することになりますので、予算に計上しているのは、県が実施する町村分ということになります。

その実績は1月末の時点になりますが、この臨時給付金の給付内容が5種類に分かれておりまして、まず児童扶養手当受給者に対する基本給付と、その方々がコロナの影響で家計が急変したことに対する追加給付、次に公的年金を受けていることによって児童扶養手当を受けていない方々に対する基本給付と、その方々の家計が急変したことによる追加給付、それから全く児童扶養手当等を受けておらずコロナの影響で家計が急変したことによる給付ということで5種類の給付者がいることになります。それぞれの実績は、児童手当給付者の基本給付につきまして、753件で4,842万円、これの追加給付が473件で2,365万円となっています。

公的年金の受給者対象の基本給付が25件で161万円。これの追加給付が13件で65万円となっています。

家計急変者に対しての基本給付が、34件で233万円となっております。

これにつきましては、再支給というのが12月に決定されまして、対象者はほぼ同じで基本給付だけになりますけれども、初回給付者に対し、もう1回給付が行われているという状況となっております。

鷹野委員 あの非常に複雑な種類もあったということでありまして、もしできましたら資料をいただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

臼井副委員長 ただいま、鷹野委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部に資料要求をいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

臼井副委員長 執行部に申し上げます。ただいま鷹野委員から要求のありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、各委員に配付願ひます。

（生活保護費について）

遠藤委員 福の5ページで、聞きなれない言葉が出てきましたのでお伺ひしたいと思います。この住所不定者等の保護費負担ですけれども、これは補正額が2,800万円というこ

となんです、これどういう状況なのか詳しくお聞かせいただきたいと思います。

津田福祉保健総務課長 生活保護は住所のある方を保護する場合と、ホームレスといったような方々も含めて、定まった住所がない方も今いるところで保護がされます。そのときに、市が保護する場合に、住居がない方の場合には、その費用を国が4分の3、県が4分の1を負担するというようになっておまして、毎回ある程度見込むのですけれども、今年度については実績が多かったために補正をするものでございます。

遠藤委員 例年よりもふえたということで、これだけの補正が出てきたということですが、人数にするとどのくらいの数でしょうか。

津田福祉保健総務課長 大変申しわけございません。今、資料が金額だけで聞いておりましたので、人数については資料がございませんので、後ほど配らせていただきたいと思います。

遠藤委員 特に何ていうんですか、大きな疑問があるわけではなくて、心配なのはこのコロナで県外、首都圏から流入があつてふえているのか、そういう状況の分析もできていたら資料はお願いしたいのと、そういう理由も知りたいということで資料のほうはお願いしたいと思います。

津田福祉保健総務課長 状況につきましては、また市のほうにも聞き取りをいたしまして、少しお時間をいただいて資料をまとめたいと思いますけれども、できしだい早急に渡したいと思います。

臼井副委員長 ただいま、遠藤委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部に資料要求いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

臼井副委員長 執行部に申し上げます。ただいま遠藤委員から要求のありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、各委員に配付願います。

（クラウドファンディングについて）

遠藤委員 クラウドファンディングで歳入を入れかえたところが衛生薬務課と子育てのほうであったと思うんですが、最近クラウドファンディングがはやってきているのですけれども、どのような経緯でこういったものがあるのか、詳細な説明をお願いしたいと思います。

大澤福祉保健部参事（衛生薬務課長事務取扱） クラウドファンディングにつきましては、本年度からふるさと納税の1つの形ということで県として導入がされたものであります。

ふるさと納税とは別にプロジェクトという形の中で衛生薬務課の場合であれば人と

動物の共生社会推進プロジェクトというような形の中で、人と動物の共生する社会の実現を目指すということで、例えば動物の愛護に対する意識の醸成を図って飼い主に対する終生飼養あるいは所有者明示といった適正飼養の普及啓発活動、また殺処分減少を目的とした、飼えなくなった犬、猫の譲渡を推進する活動とか、飼い主のいない猫対策、いわゆる不妊去勢手術ですが、こういうプロジェクトに使いますというようなことを銘打って寄付者を募るといった形のものでございまして、本年度から導入をしたものでございます。

小俣子ども福祉課長 目的に関しましては、今の大澤参事の説明のとおりとなります。

衛生薬務課とあわせて「子どもの貧困対策支援プロジェクト」としてクラウドファンディングを活用させていただいたところでございます。

主な事業といたしましては、子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくりに関する補助金や、広域で貧困対策の支援をしている方々への補助金に充てております。

遠藤委員 新しい財源として非常に私も興味があるんですけども、今後もこういう活用はしていただきたいと思いますが、今の子ども福祉課の場合、国費まで、国の費用まで財源を返しているようなことになっているんですけども、その状況について御説明いただけますか。

小俣子ども福祉課長 特定の事業に充てる目的でプロジェクトとして募集したということもありますことから、国庫負担金が若干減額になっていますけれども、その趣旨に沿って財源を充てたところでございます。

遠藤委員 これはどこかでまとめてプロジェクトを立ち上げるのか、あるいはそれぞれの所管で立ち上げるのか、いかがでしょうか。

小俣子ども福祉課長 ふるさと納税関係の対応につきましては、地域創生人口対策課においてとりまとめを行っているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第48号 令和2年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算

質疑

(特別高額医療費共同事業拠出金について)

宮本委員 福の36の特別高額医療費共同事業拠出金、先ほどの説明の中で、予定よりもふえてしまったというような説明だったと理解をしたんですけども、よくあることなのか、

こういうものなのか、どういう理由で高額医療これくらいかかるよということを予定して予算を組むのか、もう少し説明していただいてもよろしいですか。

眞田国保援護課長 特別高額医療費共同事業拠出金についてでございます。

著しく高額な1件420万円を超えるうち、200万円を超える10分の2の額が国保中央会からいただける形になっております。ただこのうち過去3年分くらいの実績のうちで拠出金を各団体が、拠出金を出しまして、実績として交付金をいただけるという形になっておまして、本来の補正額1,070万8,000円ですけれども過去3年分の精算を行います。

過去3年分で、どうしても最近ですと医療の高度化ですとか、中には高い薬とかが出たりしまして、個々具体的なレセプトまでは、お示しはできないといいますか、そこまでわからないんですけれども、中には非常に高額な医療費を要する患者さんが出た場合にこういった形で拠出金がふえるというような現象が生じます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

教育厚生委員長 山田 七穂